

登録番号	第1101号			氏名又は名称	有限会社 ジョイマリン		
作成日	／／		変更日	1:／／	2:／／	3:／／	

別表4（全 枚の 枚目） 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船の 名称	船舶番号、 漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員 又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		航行区域（該当に○）				
		遊漁船の使用状況（該当に○）				
		遊漁船の記載状況 （該当に○）	通信設備※ の状況 （該当に○）	救命設備※1 の状況 （該当に○）		
		船舶の所有状況 （該当に○）				
1	ジョイマリン チャレンジャー	第243-29232	6.5ト	10.58m	12人	(○) 船釣り () 瀬渡し※2 () その他 ()
		() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海				
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用				
		(○) 単独記載・ () 重複記載	(○) 業務用無線 () 衛星電話 () その他 (国際マリンVHF ・携帯電話090- 1216-7131)	() 改良型救命いかだ () EPIRB（非常用位置 等発信装置） () AIS（船舶自動識別 装置） () その他 ()		
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶				
2	ジョイマリン	第235-38933	5 トン未満	7.02m	6人	(○) 船釣り () 瀬渡し※2 () その他 ()
		() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海				
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用				
		(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他 (携帯電話090- 1216-7131)	() 改良型救命いかだ () EPIRB（非常用位置 等発信装置） () AIS（船舶自動識別 装置） () その他 ()		
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶				
重複記載※3 して いる場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()				

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	横浜港内
定置網	
養殖施設	
その他	

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

登録番号	第1101号			氏名又は名称	有限会社 ジョイマリン		
作成日	／／	変更日	1:／／	2:／／	3:／／		

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）																		
	(○) 単独の判断		() 団体による判断																
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table><tr><td>出航地の波高</td><td>2.5</td><td>m以上</td></tr><tr><td>出航地の風速</td><td>15</td><td>m以上</td></tr><tr><td>出航地の視程</td><td>100</td><td>m未満</td></tr></table> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 ()		出航地の波高	2.5	m以上	出航地の風速	15	m以上	出航地の視程	100	m未満	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 <table><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ②上記団体の代表者、連絡先 <table><tr><td>代表者</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり			代表者		連絡先		
出航地の波高	2.5	m以上																	
出航地の風速	15	m以上																	
出航地の視程	100	m未満																	
代表者																			
連絡先																			
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table><tr><td>漁場における波高</td><td>3</td><td>m以上</td></tr><tr><td>漁場における風速</td><td>15</td><td>m以上</td></tr><tr><td>漁場における視程</td><td>100</td><td>m未満</td></tr></table> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 ()			漁場における波高	3	m以上	漁場における風速	15	m以上	漁場における視程	100	m未満							
漁場における波高	3	m以上																	
漁場における風速	15	m以上																	
漁場における視程	100	m未満																	

登録番号	第1101号			氏名又は名称	有限会社 ジョイマリン		
作成日	／ ／		変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／	

別表 8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	東京湾南部（神奈川県側）	久里浜港
	東京湾南部（千葉県側）	保田港
	東京湾（横浜沖）	ベイサイドマリーナ
	相模湾	三崎港
	相模湾南部	波浮港
	上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。	

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ （該当に○）	☐ 携帯電話 ☐ 衛星電話 ☐ 利用者に渡した発煙筒 ☐ その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	第1101号	氏名又は名称	有限会社 ジョイマリン
作成日	／／	変更日	1: ／／ 2: ／／ 3: ／／

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトにも周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他 () ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他 ()
漁場において 口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項(出航時及び直前の海況アナウンス周知) ・その他 () ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項(自由記載(必須)) ・その他 ()

登録番号	第1101号			氏名又は名称	有限会社 ジョイマリン		
作成日	／／	変更日	1:／／	2:／／	3:／／		

別表12 公表する情報（様式例）
損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
ジョイマリンチャレンジャー	100,000,000円	12名	令和8年10月1日 ～ 令和9年10月1日
チョイマリン	100,000,000円	6名	令和8年10月1日 ～ 令和9年10月1日

※上記保険は、当方（遊漁船業者）が、遊漁船業の遂行中の偶然な事故によってお客様がケガをするなど、乗船中のお客様に発生した生命又は身体上の損害に対し、当方が法律上の賠償責任を負うべき場合に、上記保険金額を限度として、賠償金が支払われる保険です。そのため、専らお客様ご自身の過失に起因する損害や、双方に過失なく発生した損害などは、上記保険の対象外となりますので予めご注意ください。

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	